

林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定による
改善計画の認定等について

(平成18年9月21日付け林第454号)

(最終改正：令和8年3月23日付け林第737号)

第1 目的

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）の認定は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号。以下「法」という。）及び「林業労働力の確保の促進に関する法律施行令」（平成8年政令第153号）に定めるもののほか、この要領による。

第2 認定の対象となる事業主

認定の対象となる事業主とは、次の要件を全て満たす事業主とする。

- (1) 造林、保育、伐採、作業道の開設等の森林施業を3年以上行っていること。
- (2) 常用の林業現場作業職員が3人以上又は計画期間中に3人以上となること。

第3 改善計画

1 改善計画の種類は次のとおりとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画
- (2) 事業主が他の事業主若しくは岡山県林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）

2 改善計画の実施期間は4年超、かつ、5年を超えない期間とする。なお、引き続き計画をたてる場合は、更新計画とする。

3 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) センターが法第13条第1項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

4 改善計画にあっては、基準年（改善計画作成の前年度）に対して次に示す水準を改善措置の目標とするものとする。

(1) 雇用管理の改善の観点

- ① 雇用の安定化については、全雇用労働者のうち常用の者の増加が5年間で1割以

上であること。

- ② 労働時間の短縮については、5年間で週所定労働時間の短縮が1時間以上又は休日数の増加が5日以上であること。また、更新計画にあっては、前計画による改善の取り組みを引き続いて行うこと。
- ③ 振動機械の使用時間の短縮については、1労働者の1月当たりの振動機械の使用時間の短縮が5年間で1割以上であること。また、更新計画にあっては、前計画による改善の取り組みを引き続いて行うこと。
- ④ 労働強度の軽減については、1労働者の1月当たりの重筋労働（主索張り作業、ワイヤロープ引出し作業、丸太巻立作業、手工具による伐木造材作業等）への就労時間の削減が5年間で1割以上であること。また、更新計画にあっては、前計画による改善の取り組みを引き続いて行うこと。

（2）事業の合理化の観点

次の①もしくは②を満たしていること。

- ① 生産性の向上については、素材生産事業に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上であること。
- ② 事業規模の拡大については以下の基準に合致していること
 - ア 素材生産事業に係る年間事業量が3, 500 m³未満の事業主にあつては、5年間で7割以上素材生産事業量が増加すること。
 - イ 3, 500 m³以上5, 000 m³未満の事業主にあつては、5年後の素材生産量が6, 000 m³以上になっていること。
 - ウ 5, 000 m³以上の事業主にあつては、5年間で2割以上素材生産事業量が増加すること。

（3）作業の効率化や労働強度の軽減の面で優れた性能をもつ高性能林業機械の導入台数を計画的に拡大すること。

第4 改善計画の認定申請

- 1 事業主が単独で行う改善計画の認定の申請は、別添様式1「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書」（以下「改善計画認定申請書」という。）及び別添様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」（以下「計画書」という。）に所要の添付書類を添えて、主な事業所の所在地を管轄する県民局を経由して知事に提出して行うものとする。
- 2 共同改善計画の認定の申請は、別添様式3「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書」、別添様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的

に図るために必要な措置についての共同計画書」及び前項の計画書に所要の添付資料を添えて、主な事業所の所在地を管轄する県民局を経由して知事に提出して行うものとする。

3 提出部数は、1通とする。

第5 改善計画の認定

1 知事は、第4の1及び2による認定の申請があり、当該改善計画が次のいずれにも適合すると認められたときは、認定をするものとする。なお、様式2の2（4）オの別紙「林業現場作業職員が保有する資格情報」において、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、林業技能士の合計数が、様式2の2（2）ア（イ）職員数（雇用形態別）にある林業作業職員の常用雇用者数の3割以上であり、様式2の3（2）の「労働条件の改善」へのチェック及び3（3）イ（イ）において、処遇改善措置の計画がなされている場合、知事は四半期ごとに事業主の公表を行う。

- （1）改善措置の目標、改善措置の内及び改善措置の実施時期が、法第4条第1項の規定により知事の定める基本計画に照らして適切なものであること。
- （2）改善措置の内容、改善措置の実施時期及び改善措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法が、改善措置の目標を達成するために適切なものであること。
- （3）センターが法第13条第1項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集にかかる労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- （4）5人以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、法第30条第1項各号に掲げる事項を管理させるため、必要な知識及び経験を有していると認められる者から雇用管理者を選任していること。
- （5）林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容並びに雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関する事項を明らかにした書面を交付していること。
- （6）改善措置計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。

雇用管理の改善の観点からは、雇用管理体制の充実、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善に関する事項について、事業の合理化の観点からは、事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応（「新しい林業」とは令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画に記載された「伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする」林業をいう。）、林業労働者のキャリアに応じた技能の向上（特に「技術者・技能者養成計画」を具体的に計画すること（様式

2 3 (3) ウ (エ) a) その他の事業の合理化に関する事項について、当該事業主の実情に照らして、林業労働力の確保のために必要かつ適切な項目についての改善措置を講じるものであること。

ただし、雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善についての改善措置のみを行うものは適当でなく、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せ行うものであること。

(7) 改善計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含めて作成する場合にあっては、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

2 知事は、前項の認定に当たっては、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとする。このため、個々の事業主の現状に改善すべき点が多くても、これのみをもって認定をしないというのではなく、改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置き、認定の適否を判断するものとし、必要に応じ指導助言を行うものとする。その際、認定を受けた実績のある事業主の認定に当たっては、当該認定期間の改善措置実施状況報告及び改善措置実施結果報告も考慮するものとする。

3 知事は、改善計画を認定したときは、別添様式5「改善計画認定通知書（申請者用）」によりその旨を申請者に通知するとともに、別添様式6「改善計画認定通知書（関係機関用）」によりセンター及び当該認定に係る事業所の所在地を管轄する森林管理署（以下「関係機関」という。）に通知するものとする。

第6 改善計画の変更

1 認定に係る改善計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとする事業主（認定に係る共同改善計画にあっては、センターを含む。以下第6及び第7において同じ。）は、別添様式7「改善計画変更認定申請書」に変更する事項を記載し、所要の添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 改善計画の変更の申請は次に掲げる場合とする。その他の認定計画の軽微な変更については、別添様式8「改善計画変更届出書」の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

(1) 改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）

(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

(4) 改善計画の実施期間を変更する場合

(5) 改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

(6) 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設

備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

- 3 第5の1の規定は、認定計画の変更の認定を行う場合において準用する。なお、この場合、申請者に対しては、別添様式9「改善計画変更認定通知書（申請者用）」により、センター及び関係機関に対しては、別添様式10「改善計画変更認定通知書（関係機関用）」によるものとする。
- 4 変更後の改善計画の実施時期は、変更前の改善計画の実施期間を含めて概ね5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）以内とする。
- 5 提出部数は、1通とする。

第7 改善計画の認定の取消し

- 1 知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主等に対し、当該計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。
- 2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認められる場合、又は当該認定計画が法令及び第5の1の認定基準を満たさなくなると認められる場合、又は目標年度における第3の4の各号に定めた目標の達成率が50%未満である場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 3 第5の1の規定は、改善計画の認定を取り消す場合について準用する。なお、この場合、当該事業主については、別添様式11「改善計画認定取消通知書（事業主用）」により、センター及び関係機関に対しては、別添様式12「改善計画認定取消通知書（関係機関用）」によるものとする。

第8 改善計画の更新

- 1 改善計画の実施期間終了後、改善計画を更新する場合は、認定の対象となる事業主は、次の要件を全て満たす事業主とする。
 - (1) 常用の林業現場作業職員が3人以上いること。
 - (2) 前回認定計画の実施中、認定計画の取消しを受けていないこと。
- 2 前回認定計画において、第3の4（1）①の規定により定めた目標の達成率がおおむね70%未満の場合には、認定事業主等は、改善措置の実施内容、目標達成率が低位となった理由及び今後の対処方法等について、別添様式16「雇用の安定化に関する目標達成状況報告」により、改善計画認定申請書と合わせて、県民局を經由して知事に報告するものとする。

第9 改善計画実施状況報告等

- 1 認定事業主等は、毎事業年度の実施状況について、別添様式13「改善措置実施状況報告」により、事業年度の終了後3ヶ月を超えない日までに、県民局を經由して知事に

報告するものとする。なお、様式１３の２（３）オの別紙「林業現場作業職員が保有する資格情報」において、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、林業技能士の合計数が、様式１３の２（１）ア（イ）職員数（雇用形態別）にある林業作業職員の常用雇用者数の３割以上であり、様式１３の１の「労働条件の改善」において、処遇改善措置が計画に沿って実施されている場合、知事は四半期ごとに事業主の公表を行う。

２ 認定事業主等は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、雇用管理及び事業に関する状況について、別添様式１４「改善措置実施結果報告」により、県民局に報告するものとする。

３ 認定事業主等は、毎年度県が実施する「認定事業体の雇用管理及び事業に関する状況調査」について、必ず回答するものとする。

第１０ その他

この要領の定めるもののほか、改善計画の認定等に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則（平成１８年９月２１日付け林第４５４号）

この要領は、平成１８年９月２１日から施行する。

附則（平成２３年３月２５日付け林第７４６号）

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附則（平成２３年５月１６日付け林第１４８号）

この要領は、平成２３年５月１６日から施行する。

附則（平成２８年２月２５日付け林第８１２号）

この要領は、平成２８年２月２５日から施行する。

附則（平成２８年４月１日付け林第９５号）

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附則（平成２９年１２月１８日付け林第６６２号）

この要領は、平成２９年１２月１８日から施行する。

附則（令和５年３月２７日付け林第７７７号）

この要領は、令和５年３月２７日から施行する。

附則（令和６年９月１３日付け林第４２７号）

この要領は、令和６年９月１３日から施行する。

附則（令和８年３月２３日付け林第７３７号）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。